

技 第 725 号  
令和5年3月27日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部長  
(技術管理課)

島根県工事成績評定要領の一部改定について（送付）  
このことについて、下記のとおり一部を改定したのでお知らせします。

記

- 1 改定内容  
別添「島根県工事成績評定要領の改定概要」のとおり
- 2 施行日  
令和5年4月1日以降に検査を実施する工事から適用
- 3 公表HP  
島根県／環境・県土づくり／技術管理（技術管理情報）／品質管理・成績評定・  
優良工事等表彰／○成績評定

(問い合わせ先)

技術管理課 工事情質管理スタッフ 電話 0852-22-5389

# 島根県工事成績評定要領の改定概要

R5.4.1 施行

## I. 考査項目別運用表

### 1. CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等の取り組みを促すための改定

国土交通省における2050年カーボンニュートラルの実現等、グリーン社会の実現に向けた取り組みが議論されるとともに、県議会においても省エネルギー化の議論がなされるなど、現場周辺地域だけにとどまらない環境保全への取り組みが求められている。

これまで、主に現場周辺地域の環境保全の工夫に対して創意工夫で評価していたが、以下のとおり例示を記載することにより、CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等の取り組みを促すこととした。

#### (1) 監督員の評定項目である「創意工夫」における環境保全に関する工夫の補足説明の追記

- ・「5. 創意工夫 ■安全衛生関係 30. 環境保全に関する工夫」に補足説明「現場周辺環境対策、CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等」を追記する。
- ・総括監督員の「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。」との重複評価しないよう注意書きを記載。

### 2. 島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領の施行に伴う改定

令和5年4月1日施行の建設キャリアアップシステム活用促進実施要領に基づき、工事成績評定による加点措置、総合評価落札方式における確約の不履行措置を記載することとした。

#### (1) 利用3項目達成による総括監督員の加点評価

- ・「島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領 5 工事成績評定要領に基づく加点について」で定める「利用3項目」を全て達成した場合、総括監督員の「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 8. その他」で加点を行うこととし、考査項目別運用表にその旨を追記する。

#### (2) 法令遵守等に係る減点措置の補足説明の追加

- ・指名停止等による工事成績評定の減点措置内容を記載している総括監督員の「7. 法令遵守等」の補足説明において、総合評価落札方式におけるCCUS活用の確約が受注者の責で履行されなかった場合に減点対象となる旨の記載を追記する。

## II. 島根県工事成績評定点通知公表実施要領（別紙5②）

### 1. 令和5年度の県の組織体制等の見直しに伴う改定

令和5年度の県の組織体制等の見直しにより、本庁のグループライダーが廃止され、課長補佐となることから「島根県工事成績評定委員会規程」に記載の職名を改定する。

#### (1) 本庁における職名変更

- ・島根県工事成績評定要領第10に基づく別紙4「島根県工事成績評定点通知公表実施要領」第6の3.に記載する別紙5②「島根県工事成績評定委員会規程」に記載されている本庁における職名「グループライダー」が廃止され「課長補佐」となることから、名称を変更する。

# 島根県工事成績評定要領

(令和~~4~~5年4月)

島根県総務部  
島根県農林水産部  
島根県土木部

(評定結果の公表)

第9 評定結果は、島根県工事成績評定点通知公表実施要領により、速やかに公表するものとする。

(島根県工事成績評定点通知公表実施要領)

第10 島根県工事成績評定点通知公表実施要領については、別紙4によるものとする。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

考査項目別運用表

(監督員及び主任監督員)

考査項目	細別	留意工夫キーワード一覧表 (留意工夫が多く見られるリスト)
5. 留意工夫 【概徴なもの】	1. 留意工夫 キーワード評価	<p>■ : キーワード □ : 項目</p> <p>留意工夫キーワード一覧表 (留意工夫が多く見られるリスト)</p> <p>■準備・後片づけ関係</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫 (理由: )</p> <p><input type="checkbox"/> 2. その他</p> <p>■施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備撤付後の試運転調整に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 4. コンクリート二次製品の代替材の利用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 土工、地盤改良、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 設備工事における、加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎに関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画な施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 運搬車両・施工機械等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p> <p>■品質関係</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 配筋・溶接作業等に関する工夫</p> <p>■安全衛生関係</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 (落下物、墜落、転落、転倒、立入禁止欄、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 現場事務所、労働者宿舎等の空開及び設備等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 有毒ガス、可燃ガスの処理及び物産防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 環境保全 (現場周辺環境対策、CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等) に関する工夫</p> <p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 31. その他 (理由: )</p> <p><input type="checkbox"/> 32. その他 (理由: )</p>
+ ● 点	記述評価	<p>・特に評価すべき留意工夫事例を記述評価する。</p> <p>【留意工夫の詳細評価】</p> <p>・各キーワード毎に2点を上限とする</p> <p>・各項目は1点とする。</p>
	【レマークを付したキーワード項目について、評価内容について詳細に記述】	<p>※1. 留意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき内容があれば加算評価する。</p> <p>※2. 留意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。</p> <p>※3. 総括監督員が評価する「工事情報性」との二重評価は行わない。</p> <p>※4. 総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。</p> <p>※5. 評価の対象は、当該工事契約期間内とする。</p> <p>※6. 「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、登録ブランドについては、※4に準拠する。評価方式入札の技術提案の取り扱いについては、※4に準拠する。</p> <p>※7. 総括監督員の評価する「6社会性等」1. 地域への貢献等」では「1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。」場台に評価対象としているので、1つの対策、工夫等で重複評価を行わないこと。</p> <p>※8. 評価にあたっては、「高規格工事成熟度評価」第4 第6項に基づき、総括監督員及び担当部長 (事業所長等) との合議によって決定すること。</p>



検査項目別運用表

(総括監督員)

法令遵守等の該当項目一覧表																					
検査項目	措置内容																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>- 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>- 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>- 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>- 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td>- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. その他（理由： ）</td> <td>- 0.0点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）	- 3点	<input type="checkbox"/> 8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの	- 5点	<input type="checkbox"/> 9. その他（理由： ）	- 0.0点
	措置内容	点数																			
	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																			
	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																			
	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																			
	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																			
	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点																			
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点																			
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）	- 3点																			
<input type="checkbox"/> 8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの	- 5点																				
<input type="checkbox"/> 9. その他（理由： ）	- 0.0点																				
	<p><input type="checkbox"/> 項目該当なし</p>																				
	<p>① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価方式における技術提案、若手技術者の雇用継続、熟練技能者の配置、CCUS活用の確約が、受注者の責により履行されなかった場合、県内調達の義務付け違反があった場合、及び複数回の措置が生じた場合等については、9. で点数を減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>3. 宿舎環境等の使用人等に明する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈賄等により選定または公募された。</li> <li>6. 建設業法に違反する事実が判明した。 EX) 一括下請け、技術者の専任違反等</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当な下請代金の額を減じている。あるいはそれが認められる。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団」に所属する構成員、準構成員、企業命令等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団関係法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公表被害を起した。</li> <li>15. その他（理由： ）</li> </ul>																				

※ 評価の対象は、当該工事契約期間内とする

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。



## 島根県工事成績評定評価委員会規程

### (趣 旨)

第1 この規程は、本庁課（室）に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 技術管理課長、各課長（室長）が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

### (委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 技術管理課長
- (2) 当該工事担当課長（室長）
- (3) 当該工事を所掌する担当所長又は局長（必要に応じて）
- (4) 当該工事担当~~グループリーダー~~課長補佐
- (5) 当該工事担当総括監督員（必要に応じて）
- (6) 当該工事担当検査員

2 委員長は当該工事担当課長（室長）とする。

3 ~~グループリーダー~~課長補佐は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

### (委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、~~グループリーダー~~課長補佐が行う。